

○いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付要綱

平成30年 3 月27日告示第63号

改正 令和 4 年 3 月29日告示第199号

(目的)

第 1 条 この要綱は、まぐろ漁業に就業する者が、継続的に本市のまぐろ漁業の活性化及び水産業振興に寄与するため、市長が予算の範囲内において交付する新規まぐろ漁業就業者支援金（以下「支援金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、新規まぐろ漁業就業者とは、新たにまぐろ漁業に就業する水産高等学校、海上技術学校及び海上技術短期大学校を新規卒業した者又は5級以上の海技士免状有資格者で、おおむね40歳以下である者をいう。

(支援金の対象者)

第 3 条 支援金の対象者（以下「対象者」という。）は、新規まぐろ漁業就業者で、本市に船籍を有する遠洋まぐろはえ縄漁船（以下「まぐろ漁船」という。）に乗船し、航海終了後、まぐろ漁船への次の乗船が確定した者（乗船期間が1年以上見込まれる者に限る。）とする。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、対象者 1 人につき50万円とし、1 回限りとする。

(支援金の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 身上調書（様式第 2 号）
- (2) 海技士免状有資格者は海技士免状の写し
- (3) 乗船証明書（雇用主の証明）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否について決定するものとする。

(支援金の決定の通知)

第7条 前条の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、いちき串木野市新規まぐろ漁業
就業者支援金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請人に対し通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条 支援金は、前条の規定により決定した金額を交付するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認める場合は、その決定を取消し、
既に交付した支援金の返還を求めることができる。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 不正の行為により支援金の交付を受けた場合
- (3) 第3条に規定する乗船期間未満で下船した場合
- (4) その他この要綱による支援の目的又は趣旨にそぐわないと認められる場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に航海を終える者から適用する。

附 則（令和4年3月29日告示第199号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住 所

氏 名

いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付申請書

私は、いちき串木野市に船籍を有する遠洋まぐろはえ縄漁船に乗船し、まぐろ漁業の活性化及び水産業振興に努めますので、 年度においていちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金を交付くださるよう、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 支援金申請金額 金 円

2. 関係書類

- (1) 身上調書（様式第2号）
- (2) 海技士免状の写し
- (3) 乗船証明書（雇用主の証明）
- (4) その他

様式第2号（第5条関係）

身上調書

[illegible]

年 月 日

様

いちき串木野市長

印

いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったいちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金については、下記のとおり決定（却下）したので、いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 以下のとおり決定します。

交付決定額 金 円

2 以下の理由により却下します。